

I 総合評価落札方式Ⅰ型及びⅡ型への「低入札価格調査制度」の導入について

1 目的

現在、本市では、総合評価落札方式（Ⅰ型・Ⅱ型）の適用案件において、「低入札調査基準価格」を設定することなく、国の低入札価格調査基準に準拠した算定式により算出した「失格基準価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者を、一律に「失格」としていません。

このような中、会計検査院から、総合評価落札方式において、「最低制限価格」を設定し、当該価格を下回る価格で入札した者を一律に「失格」としている自治体に対し、低入札価格調査を実施するなど、地方自治法施行令の関係規定に則した改善を求める指摘がなされたことを受け、本市においても、低入札価格調査制度を導入することとします。

2 制度の概要

現在の失格基準価格に当たる価格ラインに新たに低入札調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札者についても、一律に「失格」とすることなく、落札候補者となった場合は低入札価格調査を実施した上で、適切な履行がなされると判断できた場合には、当該入札者を落札者として決定します。

なお、本制度の導入に当たっては、いたずらに低価での入札が行われると、過度なダンピング受注が進行することによる、工事品質の低下が危惧されるのみならず、地域経済を支える要である地元建設業の衰退を招き、その結果、本市の災害時の対応力に、極めて深刻な影響を及ぼすことも想定されます。このため、低入札調査基準価格に併せ、価格による失格基準である数値的判断基準を低入札調査基準価格に近接した価格帯に設定するとともに、低入札価格調査基準価格を下回る価格での入札者に対しては、評価値の算定に当たり、評価点からの減点措置を講ずることにより、過度なダンピング受注の防止を図るものとします。

(1) 低入札調査基準価格の算定式

$$\begin{aligned} \text{低入札価格調査基準価格（税抜き）} &= \text{予定価格（税抜き）} \times \text{低入札価格調査基準価格率} \\ \text{低入札価格調査基準価格率} &= (\text{直接工事費} \times 9.7/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 + \text{現場管理費} \\ &\quad \times 9/10 + \text{一般管理費等} \times 5.5/10) \div \text{工事価格} \\ &\quad \text{※現行の本市「失格基準価格率」の算定式と同一} \end{aligned}$$

(2) 数値的判断基準の算定式

$$\begin{aligned} \text{数値的判断基準に係る価格（税抜き）} &= \text{予定価格（税抜き）} \times \text{数値的判断基準率} \\ \text{数値的判断基準率} &= (\text{直接工事費} \times 9.4/10 + \text{共通仮設費} \times 8.9/10 + \text{現場管理費} \times 8.9/10 \\ &\quad + \text{一般管理費等} \times 5.5/10) \div \text{工事価格} \end{aligned}$$

(3) 低入札価格調査基準価格を下回る価格での入札者に対する減点措置

入札価格と低入札価格調査基準価格とのかい離幅	減点の内容
予定価格（税抜き）の1%以下	当該案件での配点合計の50%
予定価格（税抜き）の1%超	当該案件での配点合計の100%

3 低入札価格調査実施の流れ

開札後、評価値を計算し、最高評価値であった者の入札価格が、低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、契約対象工事が適切に履行されるか否かの調査（価格の裏付け、信用状況等）を契約監理課及び工事担当課で行い、その調査結果を両課課長の連名で工事請負等審査委員会に報告し、審査を受けた後、当該審査結果に基づき、高松市契約規則第14条の2第1項各号のいずれかに該当する事由がないと認めるときは、落札者と決定するものとします。

<調査項目>

- ・ その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- ・ 契約対象工事附近における手持工事の状況
- ・ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ・ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ・ 過去に施工した公共工事名、発注者、成績状況
- ・ 下請業者の概要
- ・ 技術者
- ・ 会社従業員
- ・ 経営内容
- ・ その他必要な事項

4 対象案件

総合評価落札方式を適用して発注する案件とします。

5 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅱ 総合評価落札方式における工事成績評定点の評価対象期間の延長について

1 内容

近年、本市発注工事が総じて減少傾向にある中、工事成績評定点を有しない故をもって、受注機会を得られていない企業の応札意欲を喚起し、より適切な競争性を確保するとともに、受注機会の更なる均等化を図るため、対象期間を「過去4年」から「過去8年」に延長します。

なお、当該見直しに当たっては、次のとおり経過措置を設け、将来に向けて期間を延伸するものとします。

評価対象期間（経過措置）

- ・平成31年 ⇒ 過去5年
- ・平成32年 ⇒ 過去6年
- ・平成33年 ⇒ 過去7年
- ・平成34年 ⇒ 過去8年

2 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅲ 特別簡易型総合評価落札方式の評価項目の見直しについて

1 概要

現在、「土木一式工事」のみに適用している特別簡易型総合評価落札方式については、地域精通度として工事場所からの近接性を評価していますが、近年、本市発注工事が総じて減少傾向にある中、工事場所や事業者の本社・本店の所在地により、当該評価を受けることのできる企業に偏りが発生する可能性があるとともに、「土木一式工事」のみに限り当該評価を行う必要性が希薄化していること等から、当該評価項目を廃止します。

一方、平成30年4月から、地域精通度の一要素として評価している「災害時の活動体制」については、近年、自然災害が頻発する中、建設業者の「地域の守り手」としての重要性が、更に増していることを踏まえ、これを単独で評価するものとします。

また、「地域の守り手」となる企業を、今後においても一定数維持するために、更なる受注機会の均等化を推し進める必要があることから、新たに、受注の有無による評価項目を設定します。

なお、これらの見直しを踏まえ、特別簡易型総合評価落札方式の略称を「Ⅱ型（地域密着型）」から「Ⅱ型（地域維持型）」に変更します。

2 見直しの内容

地域精通度（配点30点）に替え、災害時の活動体制（配点20点）及び受注の有無（配点10点）を評価することとします。

	評価基準		評価点
災害時の活動体制	次の要件の両方に該当 (A) 自社又は加入している団体等が高松市と災害協定を締結している (D) 災害時に応急活動できる体制あり	(A) の災害協定のうち、種々の公共土木施設及び土地改良施設を対象とした災害協定を締結している場合	20
		その他	16
	次の要件の両方に該当 (B) 会社として高松市消防団協力事業所の認定基準に基づき、表示証の交付を受けている (D) (B) のほか、災害時に応急活動できる体制あり	(B) の認定期間が5年を超える場合	20
		(B) の認定期間が5年以下の場合	16
	次の要件の両方に該当 (C) 加入している団体等が高松市との災害協定の締結者たる団体等と連携して当該災害協定の定めにより応急措置等に従事することとしている（当該締結者たる団体等が高松市と確認書を締結している場合に限る。） (D) 災害時に応急活動できる体制あり		16
	この評価項目の (A) (B) (C) (D) のいずれかに該当		8
上記以外		0	
受注の有無	・公表日が属する年度に高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した同業種工事の受注実績なし		10
	・公表日が属する年度に高松市（契約監理課経由分に限る。）が発注した同業種工事の受注実績あり ※ 手持工事件数の特例等に関する要領第2条第1号を適用した工事は、受注実績に含まない。		0

3 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

IV 公募型指名競争入札における「距離制限」等の撤廃について

1 内容

現在、本市では、公募型指名競争入札における「土木一式工事」についてのみ、工事場所からの近接性に着目した入札参加条件として、「距離制限」を設定しておりますが、近年、本市発注工事が総じて減少傾向にある中、工事場所や事業者の本社・本店の所在地により、入札参加できる企業に偏りが発生する可能性があるとともに、「土木一式工事」のみに限り、当

該制限を行う必要性が希薄化していること等から、これを撤廃することとします。

また、公募型指名競争入札において、参加申請者数が指名予定業者数（工事は30者、業務委託で市内企業のみによる場合は15者、業務委託でその他の場合は30者）を超える場合、工事（業務委託）予定場所からの距離等により指名業者を選定することとしておりますが、上記のとおり指名業者に偏りが発生する可能性があること、また、近年、公募型指名競争入札において、参加申請者数が指名予定業者数を超える案件は皆無であることから、指名予定業者数による指名上限についても、併せて撤廃することとします。

2 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

V 建設工事における社会保険等未加入対策の拡大について

1 概要

現在、本市発注の建設工事においては、受注者が直接契約する下請契約（一次下請契約）についてのみ、社会保険等未加入企業（※）との契約を禁止していますが、法令上の義務があるにもかかわらず、適切に社会保険等に加入していない不良不適格企業を排除し、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等を推進するため、次のとおり、二次以下の全ての下請契約について、社会保険等未加入企業との契約を禁止することとします。

ただし、二次以下の下請契約における違反については、激変緩和の観点から、平成31年度中公表分に限り、下記3の措置は講じないものとします。

（※）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない建設業者（社会保険等の適用が除外される建設業者を除く。）をいいます。

2 見直しの内容

<現行>

受注者は、直接締結する下請契約（一次下請契約）に限り、原則、社会保険等未加入企業を下請負人としてはならない。



<改正後>

受注者は、二次以下も含めた全ての下請契約において、原則、社会保険等未加入企業を下請負人としてはならない。

3 違反者に対する措置

上記の内容に違反した場合、以下の措置（違約罰）を講じます。

- ① 元請企業への制裁金の請求
社会保険等未加入企業との最終契約金額の10%の徴収
(ただし、二次以下の場合は、当該下請に係る最終契約金額の5%)
- ② 元請企業に対する指名停止措置
- ③ 工事成績評定の減点

4 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

VI 土木一式工事の格付けに対応する指名基準額の変更について

1 内容

本市では、現在、土木一式工事の業種登録がある市内企業を4ランク（A・B・C・D）に格付けし、指名基準額により入札参加できる案件を制限していますが、指名基準額には重複する価格帯があり、当該価格帯における過去5年度間の受注状況を検証したところ、格付けAとBの業者間で受注率に大きな開きがある結果となったことから、土木一式工事の格付けAに対応する指名基準額を変更し、A・Bランク間の受注機会の均等化を図ることとします。

【指名基準額の変更】

格付け	A	B	C	D
指名基準額 (変更前)	<u>1,500万円以上</u>	500万円以上 5,000万円未満	1,500万円未満	500万円未満



指名基準額 (変更後)	<u>2,000万円以上</u>	500万円以上 5,000万円未満 (変更なし)	1,500万円未満 (変更なし)	500万円未満 (変更なし)
----------------	------------------	--------------------------------	---------------------	-------------------

2 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅶ 電気工事・管工事の格付けに対応する指名基準額の変更について

1 内容

本市では、現在、電気工事・管工事の業種登録がある市内企業を、それぞれ3ランク（A・B・C）に格付けし、指名基準額により入札参加できる案件を制限しておりますが、他の業種と比較し、両業種ともに、近年、応札者数が極めて少なく、不調・中止の発生率も高いこと、また、Bランクの業者が保有する施工実績の金額が上昇していることを踏まえ、両業種の格付けBに対する指名基準額を変更し、Bランクの応札可能価格帯を拡大することで、競争性の確保や不調・中止の抑制を図ることとします。

【指名基準額の変更】

格付け	A	B	C
指名基準額 (変更前)	1,000万円以上	1,500万円未満	500万円未満



指名基準額 (変更後)	1,000万円以上 (変更なし)	3,000万円未満	500万円未満 (変更なし)
----------------	---------------------	------------------	-------------------

2 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅷ 島しょ部における工事等への「手持ち件数による制限」の適用除外について

1 内容

本市では、受注機会の均等化を図る観点等から、手持工事件数及び手持業務件数（以下「手持工事等件数」という。）による受注制限を行っておりますが、かねてより島しょ部（女木町・男木町及び庵治町大島）における工事及び業務委託については、総じて応札者数が少なく、近年も中止・不調が多発している状況を踏まえ、「手持ち件数による制限のない案件」とすることとします。

なお、「手持ち件数による制限のない案件」の意義は、次のとおりです。

- (1) 入札後審査型一般競争入札においては、定義・基本公告12(16)クの要件、公募型指名競争入札においては、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用 基準（平成13年6月1日施行）第1項第8号に定める要件を満たさない者であっても、当該案件の入札に参加することができる。

- (2) 当該案件は、手持工事件数の特例等に関する要領（平成23年4月1日施行）第2条第1号を適用し、手持工事等件数から除外する。

2 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。

Ⅹ 予定価格事後公表の対象工事の拡大について（試行継続）

1 経過

平成30年4月から、予定価格1億円以上の「建築一式工事」について、落札率の適正化等を図るため、予定価格の事後公表を試行導入しております。

平成30年度においては、6件の対象工事に当該試行を全件適用した結果、従前に対し、総じて落札率の低減が見られる一方、うち2件については、予定価格の範囲内の価格で失格基準価格以上の入札が無かったことから不調となり、工事着手時期に遅れを来す事態が生じております。

2 平成31年度における対応

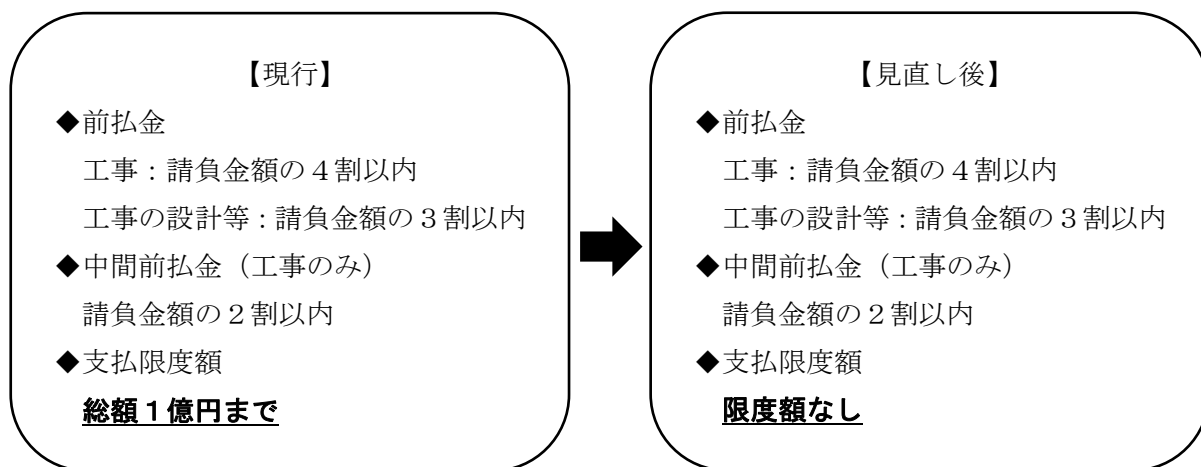
目的とする落札率の適正化等について、一定の効果は確認できたものの、現時点では、適用案件が6件に止まり、不調も複数件発生していることから、平成31年度においても試行を継続することとし、検証を進めた上で、試行の結果を総括し、31年度末を目途に本格導入の適否等を判断することとします。

Ⅹ 建設工事における前払金の支払限度額の撤廃について

1 概要

現在、本市発注の建設工事（工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。）においては、前払金の支払限度額を総額1億円としておりますが、受注者への円滑な資金提供により、公共工事の適正な施工を確保する観点から、当該限度額を撤廃することとします。

2 見直しの内容



3 適用時期

平成31年4月1日以降公表分から適用します。